

会長表彰申請要領

東京都中小企業団体中央会

1. 申請手続き

本会表彰規程による会長表彰の申請手続きは、次の書類を提出して行う。

- (1) 候補者推薦書 1 通
- (2) 候補者名簿（様式 1） 1 通
- (3) 事績調書（様式 2） 各人 1 通
- (4) 理事会議事録（参考例）の写し 1 通
- (5) 組合の登記簿謄本（登記事項証明書）又はその写し 1 通

2. 事績調書（様式 2）作成の手引き

○ 用紙は、記入する前に必要枚数をコピーしてご使用下さい。

○ すべての項目は、当該年度の表彰日現在として、もれなくご記入ください。

主な項目	記入上のチェックポイント
氏名	字画等に注意して楷書で記入してください。
組合設立年月日	登記簿謄本（登記事項証明書）に記されている「法人成立の年月日」を記入してください。
職歴及び現職名	主な職業経歴と現在の勤務先の名称、役職名を記入してください。
組合役員歴 又は職員歴	組合功労者は、理事経歴については役付別（例えば理事長、副理事長、専務理事、常任理事など）に分けて年次順に記入してください。 優良専従役員は、主な担当職務、役職名を年次順に記入してください。
在職期間合計	組合功労者の計算には、理事又は監事以外（例えば顧問、相談役など）の期間は含めない。
賞罰	表彰・感謝状（その事由・表彰者名）及び刑罰の有無を記入してください。
推薦の事由	組合役員又は職員として、その向上発展に寄与した功績の事実をできるだけ具体的に記入してください。
NO.	候補者名簿（様式 1）記載順に番号を記入する。 なお、推薦人数は、10 人をこえない範囲にしてください。

3. 書類提出先

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18（東京都中小企業会館 7 階）

東京都中小企業団体中央会支援課 電話 03 (3542) 0318（直通）

※ 会長表彰申請に際してご記入いただいた個人情報については、本会長表彰以外の目的で使用することはありません。

(参考例)

理 事 会 議 事 録

1. 招集年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
2. 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前・午後〇時〇〇分
3. 開催場所 東京都〇〇区・市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号「〇〇〇〇会議室」
4. 理事総数 〇〇人
5. 監事総数 〇〇人
6. 出席理事数 〇〇人（書面出席〇〇人、〇〇による出席〇〇人）
7. 出席監事数 〇〇人
8. 出席理事の氏名
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
9. 出席監事の氏名
〇〇〇〇 又は 出席監事はいない
10. 出席組合員の氏名
〇〇〇〇 又は 出席組合員はいない
※監事に業務監査権を付与している場合は、この項目を削除
11. 議長の氏名
〇〇〇〇
12. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
該当する理事はいない
13. 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
定刻に至り〇〇〇〇議長席につき理事会開会を宣し、ただちに議案に入った。

議案 平成〇〇年度東京都中小企業団体中央会会長表彰候補者推薦の件

議長の指名により〇〇〇〇は、東京都中央会表彰規程の推薦基準を朗読したのち、この要件に該当する候補者の経歴概要を別紙資料に基づき説明した。

審議の結果、議長より下記の組合功労者〇〇人、優良専従役員〇〇人を推薦することを議場に諮ったところ、全員一致で可決決定した。

組合功労者	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
優良専従役員	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

以上をもって、本理事会は終了し、議長より閉会を告げ散会した。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇組合理事会

議長理事 ○ ○ ○ ○ ㊟

出席理事 ○ ○ ○ ○ ㊟

// ○ ○ ○ ○ ㊟

// ○ ○ ○ ○ ㊟

※監事が出席している場合 → 出席監事 ○ ○ ○ ○ ㊟

この議事録は原本の写しと相違ありません。

○ ○ ○ ○ 組合

代表理事 ○ ○ ○ ○ ㊟

東京都中小企業団体中央会 表彰規程

(制定 昭和33年5月30日
改正 昭和61年7月3日)

(目的)

第1条 定款第7条第8号の規定による表彰は、本規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 表彰は、次の者について行う。

- (1) 組合功労者
- (2) 優良専従役員

(表彰)

第3条 表彰は、毎年度、会長からの表彰状を授与して行う。

(推薦組合の要件)

第4条 第2条に規定する被表彰候補者を推薦しようとする組合は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 本会の会員で設立後10年以上経過している組合であること。ただし、設立の日は、登記簿上の法人成立年月日とする。
- (2) 運営が適正かつ円滑に行われていることが認められること。
- (3) 所管行政庁等に対する届出等の義務を履行していること。

(選考)

第5条 表彰の選考は、前条に規定する組合の理事長から推薦のあった者について行う。

(表彰の決定)

第6条 表彰の決定は、総務委員会並びに副会長、部会長、委員長にはかり会長が行う。

(組合功労者の基準)

第7条 組合功労者は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 第4条に規定する組合に通算して10年以上理事又は監事として就任し、原則として現在においても組合のリーダーとしての役割を果たしている者。

(2) 組合の育成強化に努めるとともに組合員の向上発展に寄与した功績が顕著に認められ、他の範とするに足る者。

(3) 組合員の信頼が厚く、人格識見ともに卓越している者。

(4) 過去において本規程による表彰を受けていない者。

(優良専従職員の基準)

第8条 優良専従役員は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 第4条に規定する組合に引続き10年以上専従役員として勤務している者。
- (2) 職務に精励し、組合の発展に寄与した功績が顕著である者。
- (3) 責任感旺盛で人格識見ともに優れ他の範とするに足る者。
- (4) 過去において本規程による表彰を受けていない者。

(被表彰候補者の推薦)

第9条 被表彰候補者を推薦するときは、下記の事項を記載した書面に、推薦を決議した理事会の議事録及び所属組合及び登記簿謄本を添えて提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所、生年月日
- (2) 本人の経歴概要
- (3) 所属組合名、現役職名
- (4) 所属組合の役職歴、通算勤続期間
- (5) 推薦の事由

(表彰の取消)

第10条 表彰を受けた者が表彰の趣旨に反する行為をし、又は体面を汚す行為があったときは会長は、副会長、部会長、委員長にはかりこれを取消することができる。